

研究・経営評議会規則

平成27年4月1日

規則第4号

改正 平成28年4月1日規則第40号

平成30年3月28日規則第98号

平成31年4月12日規則第111号

(目的)

第1条 この規則は、組織規程(平成27年規程第4号)第4条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)に設置される研究・経営評議会に関する事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 研究・経営評議会は、理事長の求めに応じて、機構の運営に関する重要事項について審議することを任務とする。

(構成)

第3条 研究・経営評議会は、8人以内の委員をもって構成する。

- 2 研究・経営評議会に議長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 議長は、会議の事務を総理する。
- 4 議長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委嘱)

第4条 委員は、有識者のうちから理事長が委嘱する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項ただし書の規定により再任された場合の任期は、原則として2期4年を限度とする。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 研究・経営評議会に関する事務は、経営企画部が担当する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究・経営評議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第40号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日規則第98号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月12日規則第111号)

この規則は、平成31年4月12日から施行する。